

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

公立大学法人大阪府立大学 理事長 辻 洋

公立大学法人大阪府立大学規程第26号

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(賞与)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する 場合においては <u>100分の145</u>、12月に支給す る場合においては <u>100分の160</u> を乗じて得た 額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における その者の教職員給与規程第 25 条第 2 項の表に 掲げる在職期間の区分に応じて同表に定める 割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 ～ 5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の特例)</p> <p>3 第6条の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日から <u>平成 31 年 3 月 31 日</u> までの間における 基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それ ぞれの当該基準日に係る同条に定める額から その <u>100分の10</u> に相当する額（その額に 1 円 未満の端数を生じたときは、これを切り捨て た額）を減じた額とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する 場合においては <u>100分の140</u>、12月に支給す る場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た 額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における その者の教職員給与規程第 25 条第 2 項の表に 掲げる在職期間の区分に応じて同表に定める 割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 ～ 5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の特例)</p> <p>3 第6条の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日から <u>平成 30 年 3 月 31 日</u> までの間における 基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それ ぞれの当該基準日に係る同条に定める額から その <u>100分の10</u> に相当する額（その額に 1 円 未満の端数を生じたときは、これを切り捨て た額）を減じた額とする。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 常勤の役員の給料の月額は、平成 26 年 4 月 1 日から <u>平成 31 年 3 月 31 日</u> までの間において、 公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平 成 17 年公立大学法人大阪府立大学規程第 4 号。以下「報酬規程」という。）第 4 条の規定 及び公立大学法人大阪府立大学教職員給与規 程等の一部を改正する規程（平成 18 年公立大</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 常勤の役員の給料の月額は、平成 26 年 4 月 1 日から <u>平成 30 年 3 月 31 日</u> までの間において、 公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平 成 17 年公立大学法人大阪府立大学規程第 4 号。以下「報酬規程」という。）第 4 条の規定 及び公立大学法人大阪府立大学教職員給与規 程等の一部を改正する規程（平成 18 年公立大</p>

学法人大阪府立大学規程第 10 号) 第 2 条附則第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその 100 分の 3.5 に相当する額から 100 分の 12 に相当する額までの範囲内で理事長が定める額を減じた額とする。

学法人大阪府立大学規程第 10 号) 第 2 条附則第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその 100 分の 3.5 に相当する額から 100 分の 12 に相当する額までの範囲内で理事長が定める額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。